

# 公正取引委員会 九州事務所 NEWS



コウトリ星から地球の調査に来た宇宙人  
「どっきん」

2025.4月号

**公正取引委員会**は、独占禁止法、下請法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法を運用しています。また、地方事務所では景品表示法(消費者庁が所管)についても相談等を受け付けております。

- ・ **独占禁止法**は、事業者による公正で自由な競争を通じて経済が発展し、消費者利益が確保されるよう、カルテルや入札談合、優越的地位の濫用行為等を禁止し、自由経済社会における公正で自由な競争環境を整備するための基本ルールを定めた法律です。
- ・ **下請法**は、下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を図るため、下請代金の支払遅延、減額、返品等の親事業者の不当な行為を禁止しています。
- ・ **フリーランス・事業者間取引適正化等法**は、多種多様な業界で活躍しているフリーランスとの業務委託取引について、「取引の適正化」と「就業環境の整備」の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています。
- ・ **景品表示法**は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供を禁止しています。

## 【お問い合わせ先】

① 広報、職員採用等	総務課 (直通)	092-431-2329
② 独占禁止法、各種ガイドラインに関する相談	経済取引指導官	092-431-5882
③ 合併・事業譲受けに関する相談・届出	経済取引指導官	092-431-5882
④ 中小企業等協同組合法の届出	経済取引指導官	092-431-5882
⑤ 優越的地位の濫用に関する相談	取引課	092-431-6031
⑥ フリーランス・事業者間取引適正化等法についての相談、調査依頼等	フリーランス課	092-437-2756
⑦ 景品表示法についての相談、調査依頼等	取引課	092-431-6031
⑧ 下請法についての相談、調査依頼等	下請課	092-431-6032
⑨ 独占禁止法違反についての調査依頼	第一審査課	092-431-6033

## 【所在地】

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎別館2階

【ホームページ】 公取HP <https://www.jftc.go.jp/>

# 九州事務所 掲示板



## 地方有識者との懇談会の開催

九州事務所では、**各地域の経済界の有識者と直接意見を交換**し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、**管内の商工会議所・商工会等の経済団体との懇談会を開催**しております。当該懇談会の開催について、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】  
総務課 092-431-2329

## 経営指導員研修の開催

九州事務所では、全国の商工会議所及び商工会の皆様のご協力の下、**独占禁止法相談ネットワークの整備・活用**に取り組んでおり、そのための施策として、経営指導員の方々の独占禁止法や下請法に関する理解を深めていただくため、**講師派遣等**を行っております。

【お問い合わせ】  
総務課経済係 092-431-5882

## 消費者セミナーの開催

九州事務所では、**一般の消費者を対象**として、独占禁止法、景品表示法や公正取引委員会の業務について、**クイズ等を交えて**分かりやすく説明する「**消費者セミナー**」を随時開催しております。つきましては、一般の消費者を対象に説明会等を行う機会がありましたら、消費者セミナーの開催を是非とも御検討ください。

【お問い合わせ】  
取引課 092-431-6031

## 講習会への講師派遣

九州事務所では、独占禁止法等の違反行為の未然防止を図るため、各種業界団体等から要請を受けて、講習会等へ講師を派遣しております。**講習会等の開催を検討されている業界団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。**

【お問い合わせ】  
総務課経済係 092-431-5882

## 独占禁止法教室の開催

九州事務所は、将来、様々な場面で経済活動に関わることになる生徒の皆様へ、我が国経済の仕組みや市場における競争の必要性を紹介するための取組として、**実務経験を積んだ公正取引委員会職員を講師として学校の授業に派遣**し、独占禁止法や公正取引委員会の役割等を分かりやすく説明する「**独占禁止法教室**」を開催しており、開催を希望する**中学校・高校・大学**を募集しています。お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】  
総務課 092-431-2329

## 移動相談会の開催

九州事務所では、中小事業者のための**移動相談会**を実施しております。この移動相談会は、下請事業者を始めとする中小事業者の方からの要望に応じ、**当該中小事業者の方が所在する地域に公正取引委員会の職員が出張し、独占禁止違反の優越的地位の濫用規制や下請法について基本的な内容を分かりやすく説明**するとともに、**個別に相談受付**を行っております。原則3社以上の中小事業者の方からの申込みにより、公正取引委員会の職員が御相談に承りに伺いますので、是非御活用ください。

【お問い合わせ】  
下請課 092-431-6032

謝金や交通費等の経費は一切必要ないので、気軽に連絡してね！



# 九州事務所の活動状況

## 広報・広聴活動

### ◆講師派遣について

下記の講師派遣を実施しました。

開催日	テーマ・内容等	主催者	開催場所
3月6日	荷主向け物流セミナー <a href="https://youtu.be/EOjNUh5qZN4">https://youtu.be/EOjNUh5qZN4</a>	九州経済産業局 九州農政局 九州運輸局 公正取引委員会事務 総局九州事務所	福岡市
3月10日	フリーランス法についての説明	鹿児島労働局	鹿児島県鹿 屋市
3月10日	下請法・優越的地位の濫用(独占禁止 法)についての説明	熊本県トラック地方 協議会	熊本市
3月12日	下請法・優越的地位の濫用(独占禁止 法)についての説明	鹿児島県トラック地 方協議会	鹿児島市
3月13日	下請法・優越的地位の濫用(独占禁止 法)についての説明	長崎県トラック地方 協議会	長崎市
3月18日	下請法・優越的地位の濫用(独占禁止 法)についての説明	福岡県トラック地方 協議会	福岡市
3月18日	下請法・優越的地位の濫用(独占禁止 法)・フリーランス法についての説明	(一社)宮崎県トラ ック協会	宮崎市
3月19日	下請法・優越的地位の濫用(独占禁止 法)についての説明	佐賀県トラック地方 協議会	佐賀市

### ◆懇談会等について

下記の懇談会等を実施しました。

開催日	テーマ・内容等	参加者	開催場所
3月18日	久留米商工会議所における有識者 との懇談会	副会頭 ほか15 名	福岡県久留米市

### ◆トピックイベント

下記のイベントを実施しました。

開催日	名称	内容
3月6日	官庁OPENゼミ	学生に対しての業務説明・若手職 員との懇談
3月7日	株式会社フタバ九州に対する勧告 (令和7年3月7日)株式会社フタバ九州 に対する勧告について   公正取引委 員会	報道発表(ピックアップニュース にて概要を説明)

3月18日	株式会社九州シジシーに対する警告 (令和7年3月18日)株式会社九州シジシーに対する警告について   公正取引委員会	報道発表 (ピックアップニュースにて概要を説明)
-------	---	--------------------------

### ◆今後の予定について

下記のイベントを実施予定です。

開催日	名称	内容
4月15日	入札談合等関与行為防止法研修会	九州地方整備局主催研修会に対する講師派遣
4月23日	①独占禁止法教室 ②社会人向けセミナー	①鹿児島大学における独禁法教室 ②鹿児島大学法文学部附属司法政策教育研究センターにおけるフリーランス法・景品表示法セミナー
4月24日	入札談合等関与行為防止法研修会	九州地方整備局主催研修会に対する講師派遣

## 今月のフォトコーナー

### 令和7年3月18日 久留米商工会議所における有識者との懇談会

久留米商工会議所において、副会頭ほか15名と懇談を行いました。



### 令和7年3月18日 株式会社九州シジシーに対する警告

公正取引委員会は、株式会社九州シジシー（以下「九州シジシー」という。）に対し、警告を行いました。本件は、九州シジシーが、独占禁止法第19条（同法第2条第9項第4号（再販売価格の拘束））の規定に違反するおそれがある行為を行っているものです。



# ピックアップニュース

## 株式会社フタバ九州に対する勧告（概要）

(株)フタバ九州（親事業者）

**<下請取引の内容>**  
 (株)フタバ九州が製造を請け負う自動車部品の製造（製造委託）  
 自動車部品の製造に用いる金型等（金型、治具及び検具）を貸与

**<違反行為の概要>**  
**不当な経済上の利益の提供要請**  
 （下請法第4条第2項第3号）

※金型保管のイメージ図

**(株)フタバ九州は、下請事業者との取引に関して、自社等が所有する金型等を貸与していたところ、当該金型等を用いて製造する自動車部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、貸与していた金型等（3, 733個）を無償で保管させていた。**

※ (株)フタバ九州は、下請事業者16名に対し、無償で金型等を保管させていたことによる費用に相当する額（2914万951円）を支払っている。

下請事業者（16名）

**公正取引委員会**  
 Japar Fair Trade Commission

**勧告内容**

(株)フタバ九州は

- 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないことなどを取締役会の決議により確認すること
- 自社の発注担当者等に対して金型等の適切な管理に特に留意した下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること

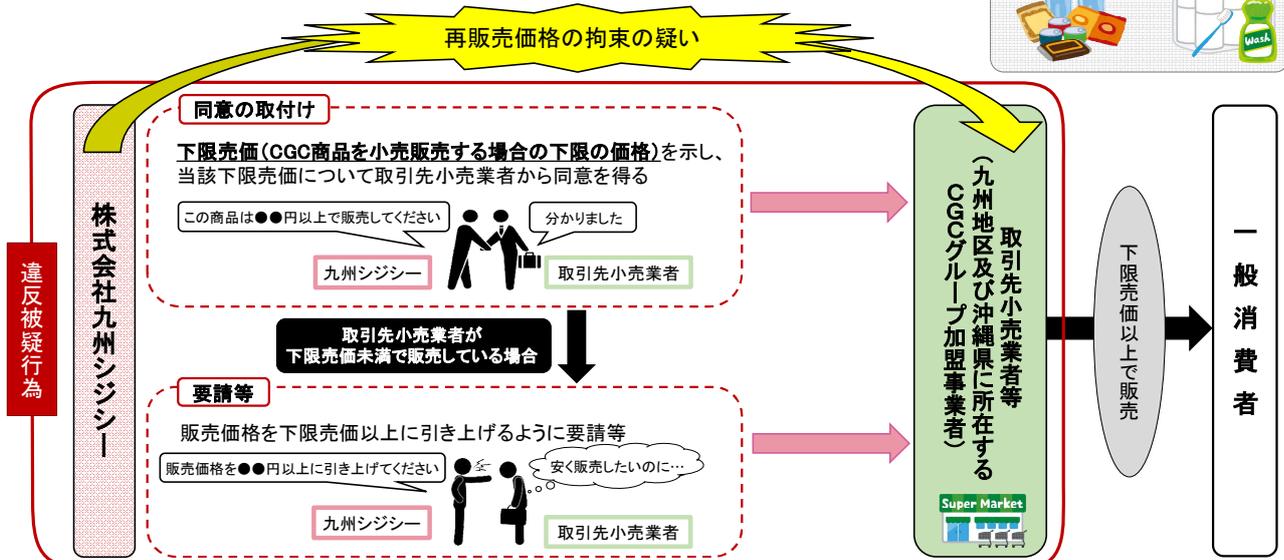
など

※ **不当な経済上の利益の提供要請**  
 下請法は、親事業者が自己のために、金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害する行為を禁止している（下請法第4条第2項第3号）。したがって、親事業者が下請事業者をして自社が貸与した金型等を無償で保管させる行為は、下請法違反となる。

## 株式会社九州シジシーに対する警告について(概要)

参考

対象商品:CGC商品(「CGC」のブランドを付すなどした食料品、日用品等の商品)(注)の一部



(注) CGC商品は、九州シジシー等が製造事業者に製造委託するなどし、各地の中堅・中小スーパーマーケットから構成されるグループ(CGCグループ)の加盟事業者に向けて、同グループを運営する九州シジシー等から供給される。